

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則
(農蚕園芸課)
- ◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件) (農村整備課)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
保安林の指定(三件) (造林課)
保安林の指定予定(〃)
保安林の指定の解除予定(五件) (〃)
基本測量の終了(管理課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

規 則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十八号

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和四十七年六月鳥取県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の2中「及びバナナ」を「、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ」に改め、同表の二の3中「さめ類」の下に「、冷凍鯨肉」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千七百七十九号

三朝町が行う土地改良事業(地区再編農業構造改善事業門前地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月十日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十号

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）北村地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月十日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十一号

三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区赤松工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月十日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字後口畑一一五の一九

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字城山平一三六七・一三六九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字外邑字奥瀧野五四七、五五〇

二 指定の目的

なだれの防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八百八十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津・大字柿谷字柿谷（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事、西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡瀬戸町大字屋住字竹俣五三八の一五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千八百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字弥藤治五七六の四二、五七六の八四、五七六の一四〇、五七六の一四三から五七六の一四七まで、五七六の一四九から五七六の一五二まで、五七六の一五四、五七六の一五五、五七六の一五七、五七六の一五八、五七六の一六二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千八百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字長石山九五二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市
役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の一八・一二九六の一九（以
上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千八百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字鬼入道二二〇九の八(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字鬼入道二二〇九の八(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九百九十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業地域 倉吉市、八頭郡船岡町、東伯郡北条町並びに日野郡日南町及び溝口町

三 終了年月日 昭和六十三年十一月十八日

鳥取県告示第千九百九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年七月二十四日 鳥取県指令受都計第五百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字古屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生新田三丁目八一六

徳岡靖夫

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類						型 式	製 造 業 者 名
				DREAM三	DREAM三	奥村遊機株式会社	
			ベートーベン				
			ワンダーランド				
			ハスラー				
			ウインザー				

ぱちんこ遊技機

JUMPIA	ムーンキャッスルーA	株式会社ソフィア
リムジンPー二		
桃太郎		株式会社ソフィア
マツハシュートPー三		
ピーコック五号		株式会社三洋物産
エンパイア		
インペリアル		
十字屋		
ブルーセブン		マンホン工業株式会社
キングファイナル二		
ファイバークラウンSP		
オールスターI		株式会社三共
マジシャンI		
コスモ		株式会社竹屋
エンペラト		太陽電子株式会社

アレンジボール遊技機	回洞式遊技機
タックル	スピリット
太陽電子株式会社	株式会社パール工業